



会員会則

第1条(名称)

この施設は、グランクラブ高崎(以下「本クラブ」といいます)と称します。

第2条(所在地)

本クラブの所在地は、群馬県高崎市上大類町910番地4とします。

第3条(運営)

本クラブの運営は、株式会社メモリードウェルネス(以下「会社」といいます)が行います。

第4条(目的)

本クラブは、会員が本クラブの施設を利用することによって、会員の健康維持・増進・習慣作りに努め、会員相互の親睦を図り、明朗健全な会員制クラブとすることを目的とします。

第5条(入会資格)

本クラブの入会資格は以下のとおりとします。なお、本クラブは、その自由な裁量により、入会申し込みを承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。また、入会手続き後に入会資格外であることが判明した場合、本クラブはその会員資格を取り消すことができるものとします。

1. 満18歳以上で、本会則及び本クラブの諸規定を遵守いただくこと。
2. 健康状態に異常がなく、医師等に運動を禁じられておらず、本クラブの諸施設の利用に耐えうると認められた方。なお、必要により、医師の健康証明書の提出を求める場合があります。
3. 妊娠をされていないこと。
4. 刺青、またはタトゥー(ファッションタトゥーを含みます)をされていないこと。
5. 会員は本クラブに対し、現在のみならず将来にわたって、自らが以下の各号に定める暴力団等反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」といいます)に該当しないこと。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者
 - (5) その他前各号に準ずるもの
6. 会員は、本クラブに対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、及び今後行う予定がないこと。
7. 会員は、本クラブに対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないこと。
8. 会員は、本クラブに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラブの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

9. 当社または他社のクラブ、スポーツ施設で除名または利用禁止の処分を受けていない方。

第6条(入会手続)

本クラブは会員制とし、入会に際しては以下の手続きをとるものとします。

1. 本クラブに入会しようとする方は、本会則、利用規定の承諾契約を会社と締結しなければなりません。
2. 会社は第1項に際して、本会則及び細則、利用規定の契約書面を交付するものとします。
3. 本クラブの会員種類、利用条件等は別紙のとおりとします。但し、必要に応じて新規に会員を設定、または廃止することがあります。
4. 本クラブへの入会を希望する方は、所定の手続きを行い、会社の承認を得た上で、所定の事務手数料及び月会費等を会社に納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

第7条(入会金及び事務手数料)

1. 会員は入会時に本クラブの定める入会金及び事務手数料を所定の方法で本クラブに納入しなければなりません。
2. 事務手数料の有効期限は退会時までとし、如何なる場合もこれを返還いたしません。
3. 入会金は50,000円＋税、事務手数料は3,000円＋税とします。

第8条(名義変更)

会員は如何なる場合も、その会員資格を他の方に譲渡することはできません。

第9条(月会費)

1. 会員は本クラブの定める月会費を所定の方法で本クラブに納入しなければなりません。
2. 各会員コースの月会費は別紙の通りとなります。なお、申込時に2カ月分の会費は現金で支払うものとします。
2. 月会費は如何なる場合もこれを返還いたしません。
3. 月会費は本クラブをご利用されない場合でも必要となります。

第10条(月会費の変更)

1. 会社は月会費が不相当なものになったと判断した場合、これを変更することができます。
2. この場合、会社は変更日の1カ月前までに会員に告知するものとします。
3. 第2項による会員への告知は書面をもって行うものとします。

第11条(収納代行会社(株)ジャックス(以下「ジャックス」といいます)の申込)

本クラブの入会に際して預金口座振替依頼が必要となり、第9条に定める各会費は会員銀行預金口座よりジャックスを通じて自動振替となります。なお、会費は前納制が原則となり、毎月27日に翌月分が口座より振替となります。

第12条(会員証)

本クラブの会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

1. 会員は本クラブの施設を利用するときは会員証を提示しなければなりません。
2. 会員証は会員本人のみの使用に限り、他の方は使用できません。
3. 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに本クラブに届出、再発行の手続きを取るものとし、本クラブの所定の再発行手数料を支払うものとします。
4. 会員は本クラブを退会するときは、施設最終利用日に会員証を会社に返還するものとします。

第13条(会員証の再発行)

会員証を紛失された場合は、速やかに当クラブに届け出の上、再発行料500円＋税を添えて、再交付の手続きをしてください。

第14条(変更事項)

1. 会員は、住所、連絡先その他入会申込書の記載に変更があった場合、速やかにその旨を本クラブに届け出るものとします。
2. 会員コースを変更する場合は、変更希望月の前月10日までに所定の用紙に記入の上、フロントに提出してください。

第15条(退会)

会員が退会をする場合、最終施設利用月の10日までに本クラブ所定の退会届を提出し、施設最終利用日に会員カードを返却することとなります。なお、未納金がある場合はこれを清算していただきます。

第16条(除名等)

会員に次の各項目に該当する行為があった場合、会員権利の停止もしくは除名することがあります。

1. 本会則その他本クラブが定める諸規則の違反をしたとき。
2. 故意または重大な過失により施設、設備等を破損させたとき。
3. 諸費用の滞納があり、所定期日に支払いのないとき。
4. 本クラブの名誉、信用を傷つけたり、運営の秩序を乱し、他の会員の迷惑となる行為をとったとき。
5. 入会に際し、虚偽の申告、記載があったとき。
6. その他会員として相応しくない言動があったとき。

第17条(会員の資格喪失)

会員は退会、除名、死亡によりその資格を失います。

第18条(個人情報保護方針)

本クラブは、本クラブの保有する個人情報を本クラブが別途定める「個人情報保護方針」に従って管理します。

第19条(諸規則の遵守)

会員は本クラブの内の施設利用に際して、本会則、その他本クラブが定める諸規則を守らなければなりません。

第20条(ゲスト)

本クラブは本クラブが認めるゲスト利用以外については、原則として会員以外の方は利用できません。

第21条(損害賠償)

1. 会員は本クラブを利用中、自己の責に帰すべき事由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合、速やかにその損害を賠償しなければなりません。
2. 会員が本クラブの利用に際し、他者に対して発生させた人的・物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。

第22条(会社の免責)

会社は、会員及びゲストが本クラブの諸施設利用に際して生じた、盗難、障害等の事故については、一切損害賠償の責を負いません。但し、本クラブに故意または重大な過失があった場合は、この限りではありません。

第23条(施設の利用制限及び閉鎖)

本クラブは別紙に定める休館日のほか、下記の事項に該当する場合は施設の全部または一部について利用の制限もしくは閉鎖、休業をすることがあります。なお、これによる会員への補償義務は生じないものとします。

1. 気象、災害その他により本クラブ諸施設の開場が不可能とみられる場合。
2. 施設の改造、または補修の場合。
3. 経営上重大な理由が発生した場合。
4. 各種研修、催事等を開催する場合。
5. その他、やむを得ない事由が発生した場合。

第24条(諸費用の改正)

本クラブは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢の変動に応じて改定することができます。

第25条(会則の改正)

本会則の改正は、本クラブがこれを定め、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

第26条(会則に定めない事項)

本会則に定めない事項は、必要に応じて本クラブがこれを定めます。

第27条(附則)

本会則は平成30年10月1日より施行します。